



～訓子府町まちづくり推進会議条例に基づく～

第1回まちづくり推進会議

令和元年
9月1日 発行

日 時：令和元年7月23日（火）18:30～20:20 場 所：総合福祉センターうらら多目的研修室
出席者：委員22名 事務局3名 町説明員2名

◆新しいまちづくり推進会議がスタート

平成23年度から実施してきました「まちづくり推進会議」は、体制や運営方法の見直しを行い、「訓子府町まちづくり推進会議条例」に基づいた新しい会議としてスタートしました。

第1回会議の冒頭には、菊池町長より各委員へ委嘱状の交付および挨拶を行いました。



◆委員名簿

1期目委員は下表の24名の皆さんです。なお、任期は令和3年3月までとなります。

(敬称略)

| 職 名 | 氏 名 |
|-------------------------------|--------|
| 町内会連絡協議会会長 | 西 和彦 |
| 実践会連絡協議会会長 | 菅野 秀行 |
| きたみらい農協南地域運営委員会委員長 | 小野 洋一 |
| 商工会会長 | 久島 正之 |
| きたみらい農協女性部訓子府支部支部長 | 細川 美重子 |
| 商工会女性部部長 | 余湖 裕美子 |
| 青年団体連絡協議会代表 | 平田 翔唯 |
| きたみらい農協青年部南支部副支部長 | 田中 達也 |
| きたみらい農協フレッシュミズ訓子府支部支部長 | 森 梓 |
| 商工会青年部部長 | 佐野 裕章 |
| 老人クラブ連合会会長 | 渡辺 守彦 |
| 社会福祉協議会会長 | 上杉 守 |
| (地独)北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場場長 | 清水 基滋 |
| 味の素食品北海道(株)取締役社長 | 栗栖 恵 |
| (福)訓子府福祉会特別養護老人ホーム静寿園施設長 | 佐藤 正好 |
| 民生委員児童委員協議会副会長 | 柳澤 弘子 |
| ほっとなまちをつくり隊代表 | 上野 敏夫 |
| 小中学校長会会長 | 大友 信也 |
| 認定こども園育友会副会長 | 水留 亜希 |
| 居武士小学校後援会会長 | 泉 貴博 |
| 訓子府小学校PTA副会長 | 佐々木 伸子 |
| 訓子府中学校PTA副会長 | 真壁 真由美 |
| 公募委員 | 上杉 三郎 |
| // | 須河 すみ子 |



◆会長及び副会長の互選について

委員の互選により次のとおり決定しました。

- 会 長：上野 敏夫 氏
(ほっとなまちをつくり隊代表)
- 副会長：細川 美重子 氏
(きたみらい農業協同組合女性部 訓子府支部長)



協議事項

◆町民参加のまちづくりについて

町民主体のまちづくりの実現に向けて、本町がめざす町民参加のかたちについて、事務局より説明を行いました。

◆まちづくり推進会議の進め方について

新しいまちづくり推進会議の概要や今後の進め方について、事務局より説明を行いました。

○主な質疑・意見等

A委員：これからは町長が会議に出席しないのが原則となっていますが、町長に会議結果を報告するときの方法はどうなりますか。

事務局：意見集約した内容を記載した報告書を作成し、町長へ提出するかたちを考えています。実務的には、報告書案を事務局で作成し、会長等の確認を受けた後、事務局から町長へ提出する想定をしています。ただ、特に会長等から直接提出する必要がある場合につきましては、直接提出していただこうと考えています。

A委員：書面だけで提出する場合、正確に伝わるか心配なので、例えば、事務局で口頭でも説明を行い、正副会長も同席して報告をするようなかたちがよいのではないのでしょうか。

事務局：事務局としても、直接、言葉で説明しながら、報告をしたいと考えていますし、状況によっては、正副会長にも同席していただくこともあるかと思えます。

B委員：この会議では、必要に応じて要請すれば町長や担当職員に出席してもらおうことができるということでもよろしいのでしょうか。

事務局：そのとおりです。

C委員：会議に対して町民からの提案等が提出された場合、会議で協議することができるとの説明がありました。が、(提出されたものは)何でも会議で協議することになるのでしょうか。

事務局：町を経由せずに会議に諮ってほしいという提案があった場合は、会議で協議するか判断してもらおうこととなりますが、内容によっては、先に町に相談していただくように説明させてもらおうと考えています。

C委員：最終的には、「町長が町民の意見を踏まえて判断する」との説明がありました。が、まちづくり推進会議の意見が町民の意見ということになるのでしょうか。また、その判断の結果について報告があるのでしょうか。



事務局：まちづくり推進会議の意見だけではなく、他の町民参加手続による町民の意見も踏まえて判断することになります。また、その判断の結果については町民の皆さんが見ることができるかたちで公表することとなります。

D委員：この会議と議会との関係はどうなるのでしょうか。議会が最後に議決することになりますが、そこに私たちはどう関わっていけばよいのでしょうか。



事務局：まちづくり推進会議等の町民の意見も踏まえながら町長が議会に提案し、そこで議会に審議していただくかたちになります。

D委員：二度手間に感じるし、議会との関わり方が難しいと思います。議員の皆さんは（選挙で）選ばれた人たちなので、そこのバランスを失うと組織として問題が起きてくるのではないかと思います。その辺をどう整理するのかということで質問しました。

事務局：会議の目的の話になりますが、町民の皆さんのまちづくりに対する思いを受け取りたいというところが大前提となっています。私たち行政は、町民目線となっていない部分もあるのではという反省もしています。そういうところをこの会議を通じてお互いに感じ合うかたちでこの会議を進めていきたいと思っています。

E委員：私は、町の代表として議員がいるはずなのに、なぜ改めて人を集めるのかが疑問でした。そのためにわざわざ選挙をして議員を選んでいるのに、なぜ私たちが集まらなければならないのかと正直思っていました。いろいろな立場の人の意見を聴くことはすごく意味があることだということは、今日学ばせてもらいました。ところで、会場にいる議員さんたちに発言権はないのでしょうか。何か意見があれば発言してもらったほうがよいのではないのでしょうか。

事務局：本日来場されている議員さんたちは、傍聴人という立場ですので、発言していただくことは考えておりません。また、町民の皆さんのご意見を反映させてくれる議員さんがいるのに、あえてこのような場所に皆さんをお呼びする必要があるのかというご意見もありましたが、そういう考え方もあるかと思いますが、町としてはいろいろな角度で町民の皆さんのご意見をお聴きしたいということで、このように直接、ご意見を聴くことができる場所を設けています。

F委員：この会議の進め方ですが、例えば、図書館を新設することになった場合、どの段階で会議に諮られるのでしょうか。つまり、内容がほぼ決まってから諮られても意見が反映できないのではと思いますので、お聴きしたいです。

事務局：ほぼ決まった案ができてから諮ることは考えていませんが、何も資料がない状況でお諮りすることもできませんので、素案の段階までは作成して諮ることになると思います。



C委員：この会議では、年間どれくらいの案件が予想されるのでしょうか。

事務局：年間3回の会議を基本としていますので、物理的に協議できる案件数は限られてくると思います。例えば、この後説明させていただく防犯カメラの設置のように、賛否が分かれることが予想されるものなど、町民の皆さんの意見を特に聴きたいという案件については、重点的に協議事項としてあげさせていただく予定をしています。



○委員：年間3回の会議に諮ることで、(事業実施の)歩みが遅くなってしまうことが危惧されるので、会議で協議する案件にするかどうかについては、迅速に進められるよう、会長も含めてよく話し合って進めてほしいです。

事務局：今いただいた意見につきましては、貴重なご意見と受け止め、必ずしも諮ることがよいこととは限らないということも踏まえ、今後会長さんと相談しながら進めたいと思います。

その他

◆通学路への防犯カメラの設置について(情報提供)

近年、通学途中に子どもが巻き込まれる痛ましい事件・事故が全国各地で発生していることから、町では、通学路への防犯カメラの設置について検討していますが、現時点での検討状況を町民課長より説明を行いました。



○主な質疑・意見等

B委員：事件が多いので、プライバシーの問題をクリアできるのであれば設置していただきたいと思っています。

E委員：数年前に橋のところで怖い思いをした友人を知っていますし、もっと昔に若い女性の方で、夜に歩いていて声をかけられたという話も何件も聞いていますので、そんなに悠長に議論をしている場合ではなく、早く設置してほしいと思います。

G委員：居武士小学校の通学路についても、別扱いしないで考えてほしいです。

※本件については、今回、情報提供を主目的とし、参考にご意見をいただきましたが、関係団体との協議など検討を進め、次回会議において協議する予定です。

～まちづくり推進会議の議案は、訓子府町図書館内「訓子府町まちづくり情報コーナー」で閲覧ができます～

